

第3期智頭町障がい児福祉計画

1 計画の目的及び特徴

「智頭町障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の規定に基づき、障害福祉サービス及び相談支援並びに障がい児の子ども・子育て支援の提供体制の整備を計画的に推進することを目的に策定します。

第3期計画では、国の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの障害福祉サービスや相談支援の提供見込量を推計するとともに、見込量確保のための方策や障がい児支援の提供体制を明らかにするものです。

2 第3期障がい児福祉計画の数値目標

(1) 令和8年度の数値目標設定

障がい児及びその家族に対して、支援を身近な場所で早期に提供できる体制を構築するため、国の基本指針として4項目の成果目標が示されています。

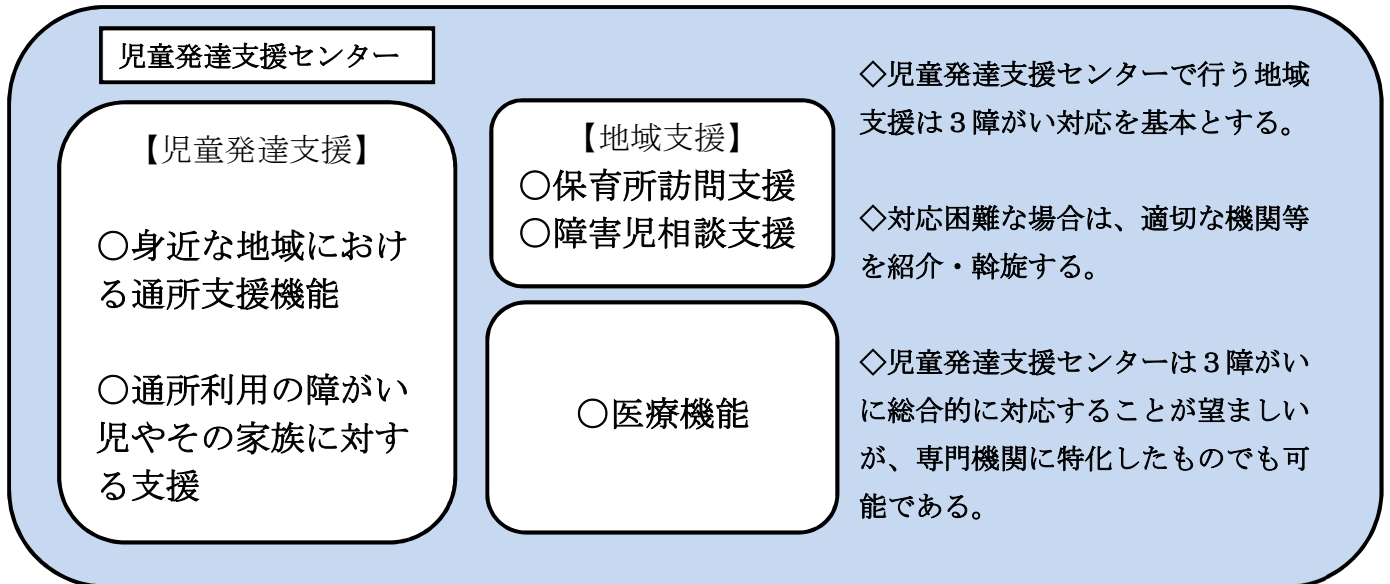
目標	実施状況 (令和4年度末時点)	実績				目標値			
		令和5年度末見込	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末				
①児童発達支援センターの設置	0カ所	0カ所	0カ所	0カ所	1カ所 (圏域)				
②障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	未整備	未整備	—	—	整備				
③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保	各2カ所 (圏域)	各2カ所 (圏域)	各2カ所 (圏域)	各2カ所 (圏域)	各2カ所 (圏域)				
④医療的ケア児支援の協議の場の設置	0回	0回	適宜開催	適宜開催	適宜開催				
コーディネーターの配置	1人	1人	2人	2人	2人				

① 児童発達支援センターの設置

国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、「令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置する」とこととされています。

現在本町には障がい児支援事業所が所在していないため本町単独での設置は困難と思われ、「市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない」とあるため、圏域での設置を視野に周辺自治体と連携して設置を検討して参りたいと考えます。

ただし、「地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である」とされています。この点について「都道府県は、広域的な調整の観点から、管内の市町村が取り組む支援体制の整備に積極的に関与していくことが必要」と示されているため、児童発達支援センター未設置の期間においては鳥取県と連携しつつ支援機能の整備を進めて参ります。



第5章 第3期智頭町障がい福祉計画

② 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

国の基本指針では地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、令和8年度末までに「全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする」こととしています。

地域社会への参加・包容（インクルージョン）の具体的な内容としては、国の指針において「障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで」「障害の有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれのこどもが互いに学び合う経験を持てる」ような環境を構築していくこととされています。

その為の手段としては「保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等（以下「保育所等」という。）に対し、障害児及び家族の支援に関する専門的支援や助言」を提供することで「保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制を構築していくことが必要である」とされています。

本町では今後、町内の保育所や小学校、放課後児童クラブ等教育現場との連携体制を構築し、保育所等訪問支援事業の活用等により地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を目指して参ります。

【保育所等訪問支援の概要】

保育所等を現在利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進します。

○対象児童

保育所、小学校など、児童が集団生活を営む施設に通う障がい児

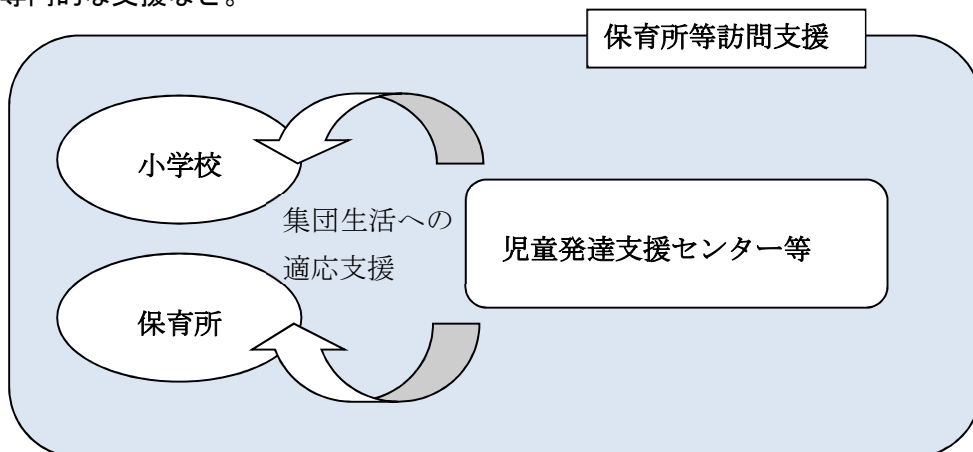
※「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断します。

○訪問先

保育所、幼稚園・認定子ども園、小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

○提供サービス

障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援など。



③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針では、重症心身障がい児が身近な地域で支援が受けられるように、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を「各市町村に少なくとも一カ所以上確保」することとしています。現在本町には障がい児支援事業所が所在しておらず、本町単独での確保は困難と思われるため、「市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない」があるので、鳥取県東部圏域に所在する事業所との連携体制を構築し支援体制の確保を目指します。

④ 医療的ケア児支援の協議の場の設置

国の基本指針では、医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、令和八年度末までに「各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける」こととしています。

本町では、他の市町村と比較しても児童の利用者が少ないため、常設の組織での対応ではなく医療的ケア児に該当する児童毎に個別の協議の場を必要に応じて設置し対応することとしています。

○ 医療的ケア児に関するコーディネーター配置

国の基本指針では、地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる支援を調整するコーディネーターを配置することを基本としています。本町においては、令和5年度現在1名のコーディネーターを配置しており、令和6年度からは基幹相談支援センターにおいてもコーディネーターを配置し、町と基幹相談支援センターが連携して支援の調整にあたる予定です。

※医療的ケア児…医学の進歩を背景として、NICU(新生児集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児のこと。

3 障がい児福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策

(1) 障がい児福祉サービスの概要

障がい児に対する支援は、児童福祉法に規定されています。

身近な地域で障がい児やその保護者が安心して生活ができるよう、通所サービスや相談支援事業の体制整備に努めます。

サービス区分	サービス内容
児童発達支援	日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等、必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	学校の終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等、必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、その施設の他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等、必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	医療の必要な障がい児に、治療及び日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等、必要な支援を行います。
障害児相談支援	重度の障害などで通所支援の利用が困難な重症心身障がい児に対して、居宅訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与などの支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児通所支援等を受けるために外出することが困難な障がい児の心身の状況や、意向・事情などを勘案し、サービス利用計画を作成します。

(2) サービスの見込量

サービス区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用人数/月	5人日	5人日	5人日
医療型児童発達支援	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用人数/月	5人日	5人日	5人日
放課後等デイサービス	利用者数/月	3人	3人	3人
	利用人数/月	40人日	40人日	40人日
保育所等訪問支援	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用人数/月	10人日	10人日	10人日
居宅訪問型児童発達支援	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用人数/月	10人日	10人日	10人日
障害児相談支援	利用者数/年	3人	3人	3人

【見込量確保のための方策】

- 相談支援事業所、町報やホームページ等を通じて、利用者にサービスの周知を図ります。
- 保健・医療・教育等の専門機関と連携し、支援の必要な障がい児又はその保護者の把握に努めます。また、それぞれのライフステージに合わせた支援を行います。
- 放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等のサービスについて、既存の事業所との連携の強化を図り、サービス量確保のための方策を検討します。
- 障がい児相談支援について、障がい児又はその保護者が専門的な相談を受けることができるよう、相談支援事業所及び相談支援専門員の充実や技能向上等に努めます。
- 医療的ケア児など常時介護を要する障がい児の日中活動や医療的支援を行うため、国や県の助成制度を積極的に活用します。
- 乳幼児期における早期発見や支援を行うために、乳幼児健診や巡回支援専門員等を活用する他、児童発達支援センター等の支援機関と連携を整備し、身近な地域で児童発達支援や保育・教育・建設機関で過ごすことができる環境の体制整備に努めます。
- 教育委員会など関係機関と連携しニーズの把握を行い、必要な支援が受けられるよう体制整備を行います。

第5章 第3期智頭町障がい福祉計画

4. 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）の中で、「保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業などの子ども・子育て支援等の地域資源の種別ごとに、利用ニーズを満たせる定量的な障害児福祉計画において設定するものとする」と定められています。

（1）サービスの概要

サービス種別	内容
第1号認定区分での施設利用	幼稚園、認定こども園などの受入施設で、満3歳以上から小学校就学前までの教育のみを受ける児童が利用します。
第2号認定区分での施設利用	保育所、認定こども園などの受入施設で、保護者の就労等により、満3歳以上から小学校就学前までの保育が必要な児童が利用します。
第3号認定区分での施設利用	保育所、認定こども園などの受入施設で、満3歳未満の保育が必要な児童が利用します。
放課後等児童クラブ	保護者が就労等によって昼間家庭にいない小学校就学児童に対して、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えます。

（2）サービス見込量

区分		目標値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1号認定	利用者数/年	0人	0人	0人
第2号認定	利用者数/年	1人	1人	1人
第3号認定	利用者数/年	1人	1人	1人
放課後等児童クラブ	利用者数/年	12人	13人	14人

【見込み量確保のための方策】

- 町内には、第1号認定である幼稚園や認定こども園は所在していない為、保育所や放課後児童クラブ等での児童の受け入れ体制の充実に努めます。
- 令和6年1月現在では、第3号認定は0人であり、第2号認定についても現在1人在籍しますが令和4年度は0人という状況であり、常にこれらに該当する児童が在籍するわけではありませんが、随時新規該当者は現れる可能性があるため、各目標値に見込値として設定いたします。
- 放課後等児童クラブは、近年の増加傾向が続くことを想定し目標値を設定しています。
- 保育士・放課後児童支援員などへのサービス連携体制を構築することで支援体制を強化します。